様式第四十一（第三十四条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第44条に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

（略）

様式第四十三（第三十七条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記のとおり、

⑴　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑵　判定の業務を行う事務所の所在地

⑶　適合性判定員の氏名

⑷　役員の氏名（届出者が法人である場合に限る。）

⑸　判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

⑹　判定の業務を行う区域

を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第47条第２項の規定に基づき、届け出ます。

（略）

様式第四十四（第三十八条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第48条第１項の登録の更新を受けたいので、同条第２項において準用する同法第44条の規定に基づき、申請します。

（略）

様式第四十五（第三十九条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第49条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第五十一（第五十七条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

判定業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第53条第１項前段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

（略）

様式第五十二（第五十七条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

判定業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第53条第１項後段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

（略）

様式第四十一（第三十四条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条に規定する登録を受けたいので、同条の規定に基づき、申請します。

（略）

様式第四十三（第三十七条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記のとおり、

⑴　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑵　判定の業務を行う事務所の所在地

⑶　適合性判定員の氏名

⑷　役員の氏名（届出者が法人である場合に限る。）

⑸　判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

⑹　判定の業務を行う区域

を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条第２項の規定に基づき、届け出ます。

（略）

様式第四十四（第三十八条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条第１項の登録の更新を受けたいので、同条第２項において準用する同法第39条の規定に基づき、申請します。

（略）

様式第四十五（第三十九条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第44条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第五十一（第五十七条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

判定業務規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第48条第１項前段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

（略）

様式第五十二（第五十七条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

判定業務規程を変更したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第48条第１項後段の規定に基づき、別添のとおり届け出ます。

（略）